

協議第13号 防災（交通安全）関係の取扱いについて

防災（交通安全）関係の取扱いについて提出する。

平成15年12月24日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

防災（交通安全）関係の取扱いについて

1. 防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を作成する。
2. 災害対策本部については、合併時に新市の条例を制定する。
3. 防災行政無線については、当面は現行のとおりとし、災害時の伝達等に支障がないよう新市においてシステムの整備統一を図る。

平成16年 1月27日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	防災(交通安全)関係の取扱い				関係項目	地域防災計画・災害対策本部
調整の内容	・防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画書を作成する。 ・災害対策本部については、合併時に新市の条例を制定する。					
		現 況				調整の具体的内容
市 町 村 名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村 別 内 容	防災会議	・菊池市防災会議条例 組織 ・会長(市長) 1人 ・指定地方行政機関の職員 1人 ・熊本県知事の部内の職員 3人以内 ・熊本県警察の警察官 1人 ・市長がその部内の職員 若干名 ・教育長 1人 ・菊池広域行政事務組合消防本部長及び消防団正・副団長 4人以内 ・指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 3人以内 ・前各号に掲げる者のほか 公共的機関等のうちから 1人 現在総数: 16名 任期: 2年(再任可)	・七城町防災会議条例 組織 ・会長(町長) 1人 ・熊本県菊池地域振興局長 ・菊池警察署長・砂田駐在官 ・菊池広域行政事務組合消防本部長 ・七城町消防団(正・副団長) ・七城町議会議長・区長協議会長 ・七城町婦人会長・青年団長 ・菊池地域農協・七城中央支所長 ・七城町商工会長 ・七城町土地改良区事務局長 ・七城町社会福祉協議会事務局長 ・助役・教育長 ・町職員(各課長、議会局長、農委事務局長)	・旭志村防災会議条例 組織 ・会長(村長) 1人 ・指定地方行政機関の職員 1人 ・熊本県知事の部内の職員 2人以内 ・菊池警察署の警察官 1人 ・村職員(各課長・局長・室長) 7人以内 ・教育長 1人 ・旭志村消防団(正・副団長) 3人 ・指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 1人 ・前各号に掲げる者のほか 公共的機関等のうちから 2人以内	・泗水町防災会議条例 組織 ・会長(町長) 1人 ・指定地方行政機関の職員 1人 ・熊本県知事の部門の職員 2人以内 ・菊池警察署の警察官 1人 ・町職員(部門別) 10人以内 ・教育長 1人 ・消防長(消防正・副団長) 3人以内 ・指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 3人以内 ・前各号に掲げる者のほか 公共的機関等のうちから 2人以内	防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を作成する。 (災害対策基本法第16条第6項)
	災害対策本部	・菊池市災害対策本部条例	・ 条例なし	・旭志村災害対策本部条例	・ 条例なし	

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目	防災(交通安全)関係の取扱い	関係項目	防災行政無線																																																																																										
調整の内容	・防災行政無線については、当面は現行のとおりとし、災害時の伝達等に支障がないように新市においてシステムの整備統一を図る。																																																																																												
	現 況																																																																																												
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容																																																																																								
市町村別内容	<p>防災行政無線</p> <p>概要 (平成12年度設置:ナショナル)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>基地局</td> <td>呼称</td> <td>ぼうさいきくちしやくしよ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>周波数</td> <td>68.835MHZ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設置場所</td> <td>菊池市役所 無線室</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">陸上移動局</td> <td>車載型</td> <td>15台(10W)</td> </tr> <tr> <td>可搬型</td> <td>1台(5W)</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>5台(1W)</td> </tr> </table> <p>戸別受信機 115世帯 (供託金:無)</p> <p>屋外別受信機 109基</p> <p>防災無線保守・管理委託料 1,946,700円</p> <p>放送内容</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>緊急放送</td> <td>災害・火災発生情報</td> </tr> <tr> <td>平常放送</td> <td>行政に関する事項</td> </tr> <tr> <td>時報</td> <td>毎日3回、定時放送</td> </tr> </table>	基地局	呼称	ぼうさいきくちしやくしよ		周波数	68.835MHZ		設置場所	菊池市役所 無線室	陸上移動局	車載型	15台(10W)	可搬型	1台(5W)	携帯型	5台(1W)	緊急放送	災害・火災発生情報	平常放送	行政に関する事項	時報	毎日3回、定時放送	<p>概要 (昭和60年度設置:NEC)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>基地局</td> <td>呼称</td> <td>ぼうさいしちじょうまちやくば</td> </tr> <tr> <td></td> <td>周波数</td> <td>68.82MHZ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設置場所</td> <td>七城町役場 無線室</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">陸上移動局</td> <td>車載型</td> <td>9台(10W)</td> </tr> <tr> <td>可搬型</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>9台(1W)</td> </tr> </table> <p>戸別受信機 103世帯 (供託金:無)</p> <p>屋外別受信機 35基</p> <p>防災無線保守・管理委託料 2,593,500円</p> <p>放送内容</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>緊急放送</td> <td>災害・火災発生情報</td> </tr> <tr> <td>平常放送</td> <td>行政に関する事項</td> </tr> <tr> <td>時報</td> <td>毎日4回、定時放送</td> </tr> </table>	基地局	呼称	ぼうさいしちじょうまちやくば		周波数	68.82MHZ		設置場所	七城町役場 無線室	陸上移動局	車載型	9台(10W)	可搬型	無	携帯型	9台(1W)	緊急放送	災害・火災発生情報	平常放送	行政に関する事項	時報	毎日4回、定時放送	<p>概要 (昭和63年度設置:OKI)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>基地局</td> <td>呼称</td> <td>ぼうさいきよくしむらやくば</td> </tr> <tr> <td></td> <td>周波数</td> <td>69.45MHZ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設置場所</td> <td>旭志村役場 無線室</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">陸上移動局</td> <td>車載型</td> <td>32台(5W)</td> </tr> <tr> <td>可搬型</td> <td>3台(5W)</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>10台(1W)</td> </tr> </table> <p>戸別受信機 172世帯 (供託金:無)</p> <p>屋外別受信機 28基</p> <p>防災無線保守・管理委託料 2,037,000円</p> <p>放送内容</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>緊急放送</td> <td>災害・火災発生情報</td> </tr> <tr> <td>平常放送</td> <td>行政に関する事項</td> </tr> <tr> <td>時報</td> <td>毎日2回、定時放送</td> </tr> </table>	基地局	呼称	ぼうさいきよくしむらやくば		周波数	69.45MHZ		設置場所	旭志村役場 無線室	陸上移動局	車載型	32台(5W)	可搬型	3台(5W)	携帯型	10台(1W)	緊急放送	災害・火災発生情報	平常放送	行政に関する事項	時報	毎日2回、定時放送	<p>概要 (平成8年度設置:NEC)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>基地局</td> <td>呼称</td> <td>ぼうさいしすいまちやくば</td> </tr> <tr> <td></td> <td>周波数</td> <td>69.135MHZ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設置場所</td> <td>泗水町役場 無線室</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">陸上移動局</td> <td>車載型</td> <td>40台(5W)</td> </tr> <tr> <td>可搬型</td> <td>2台(5W)</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>7台(1W)</td> </tr> </table> <p>戸別受信機 3,188世帯 (供託金:3,000円)</p> <p>屋外別受信機 52基 (内アンサーバッグ付4基)</p> <p>防災無線保守・管理委託料 3,011,400円</p> <p>放送内容</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>緊急放送</td> <td>災害・火災発生情報</td> </tr> <tr> <td>平常放送</td> <td>行政に関する事項</td> </tr> <tr> <td>時報</td> <td>毎日3回、定時放送</td> </tr> </table>	基地局	呼称	ぼうさいしすいまちやくば		周波数	69.135MHZ		設置場所	泗水町役場 無線室	陸上移動局	車載型	40台(5W)	可搬型	2台(5W)	携帯型	7台(1W)	緊急放送	災害・火災発生情報	平常放送	行政に関する事項	時報	毎日3回、定時放送	<p>防災行政無線については、当面は現行のとおりとし、災害時の伝達等に支障がないように新市においてシステムの整備統一を図る。</p>
基地局	呼称	ぼうさいきくちしやくしよ																																																																																											
	周波数	68.835MHZ																																																																																											
	設置場所	菊池市役所 無線室																																																																																											
陸上移動局	車載型	15台(10W)																																																																																											
	可搬型	1台(5W)																																																																																											
	携帯型	5台(1W)																																																																																											
緊急放送	災害・火災発生情報																																																																																												
平常放送	行政に関する事項																																																																																												
時報	毎日3回、定時放送																																																																																												
基地局	呼称	ぼうさいしちじょうまちやくば																																																																																											
	周波数	68.82MHZ																																																																																											
	設置場所	七城町役場 無線室																																																																																											
陸上移動局	車載型	9台(10W)																																																																																											
	可搬型	無																																																																																											
	携帯型	9台(1W)																																																																																											
緊急放送	災害・火災発生情報																																																																																												
平常放送	行政に関する事項																																																																																												
時報	毎日4回、定時放送																																																																																												
基地局	呼称	ぼうさいきよくしむらやくば																																																																																											
	周波数	69.45MHZ																																																																																											
	設置場所	旭志村役場 無線室																																																																																											
陸上移動局	車載型	32台(5W)																																																																																											
	可搬型	3台(5W)																																																																																											
	携帯型	10台(1W)																																																																																											
緊急放送	災害・火災発生情報																																																																																												
平常放送	行政に関する事項																																																																																												
時報	毎日2回、定時放送																																																																																												
基地局	呼称	ぼうさいしすいまちやくば																																																																																											
	周波数	69.135MHZ																																																																																											
	設置場所	泗水町役場 無線室																																																																																											
陸上移動局	車載型	40台(5W)																																																																																											
	可搬型	2台(5W)																																																																																											
	携帯型	7台(1W)																																																																																											
緊急放送	災害・火災発生情報																																																																																												
平常放送	行政に関する事項																																																																																												
時報	毎日3回、定時放送																																																																																												

災害対策基本法(抜粋)

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととするとき(第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。)は、都道府県知事に協議しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による協議に際しては、当該都道府県防災会議の意見を聴かななければならない。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第二項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約)で定める。

(災害対策本部)

第二十三条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認められるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

- 2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもって充てる。
- 3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。
- 5 都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、災害地において当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 都道府県の災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村の災害対策本部長は当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。